



議決権行使 の特徴

1 体系的かつ継続的な働きかけ

エンゲージメントと合わせて「望ましい経営のあり方」の実現を目指す。

2 実効的かつ堅牢なプロセス

責任投資委員会における徹底的な議論＋責任投資諮問会議がリアルタイムで利益相反を監視。

3 高い水準の説明責任

全ての議案について賛否の理由を開示。特に説明を要する議案については詳細に。

4 反対要件の列挙にとどまらない基準

議決権行使基準を通じてモニタリング・ボードへの移行を後押しする姿勢を明示。

議決権行使の概要

議決権行使において注目するのは投資先企業のコーポレートガバナンスです。その基本的な構造は、株主総会で取締役・監査役を選任し、取締役会・監査役が指名・報酬・監査を通じて経営陣を監督する、というものです。

そのため、議決権行使で特に重要なのは取締役の選任（指名）、役員報酬（報酬）、監査役の選任（監査）の3つです。加えて、日本企業の場合には現預金を多く保有する一方、配当や自己株式取得といった株主還元にも消極的である、との批判を受けるケースが多いため、剰余金処分も重要です。また、

近年は株主提案が増加している点も見逃せません。法規制の違いから、日本では欧米よりも株主提案が容易であり、かつ企業経営に直接的に影響を与える内容が多いため、慎重な対応が必要になります。当社では、議決権行使を投資先企業に対するエンゲージメントの一環と位置付け、当社独自の議決権行使ガイドラインに則り、全ての投資先企業について議案の判断を行っています。

当社の議決権行使の特徴は上記の4点です。

コーポレートガバナンスの基本的な構造





議決権行使

規律ある議決権行使により
モニタリング・ボードへの移行を後押し

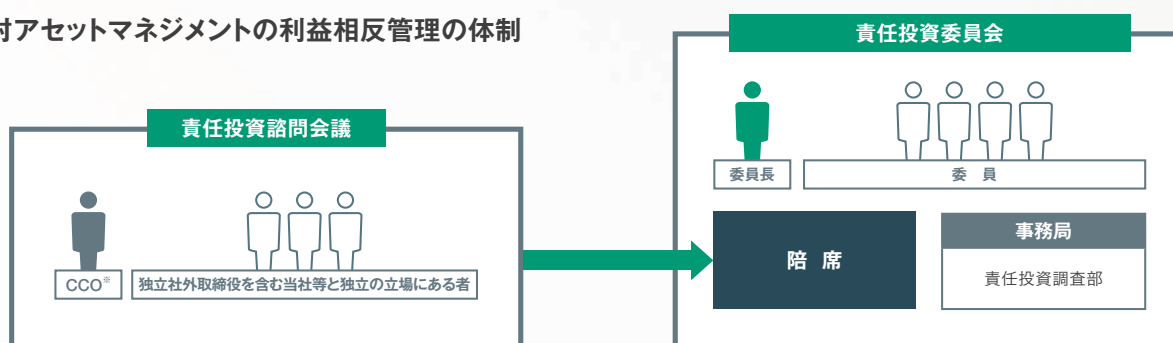
利益相反管理の体制

最高意思決定機関である「責任投資委員会」の委員は、原則として運用・調査における意思決定に係る責任者のみとし、利益相反の立場にある者またはそれを代弁する可能性のある者を除外します。また、監査等委員会のもとに、利益相反管理統括責任者と、独立社外取締役を含む当社等と独立の立場にある者のみによって構成される「責任投資諮問会議」を設け、責任投資委員会が決定した内容および運営全般について監視を行っています。特に利益相反を伴

う議決権行使等のスチュワードシップ活動については、利益相反によりお客様の利益が損なわれることなく意思決定されるよう監視する体制としています。

責任投資諮問会議は、必要に応じて、経営会議または責任投資委員会に改善を勧告し、その内容を取締役会および監査等委員会に報告します。さらに、責任投資委員会には責任投資諮問会議のメンバーが陪席し、速やかに意見を述べる運営を行っています。

野村アセットマネジメントの利益相反管理の体制



※チーフ・コンフリクト・オフィサー（利益相反管理統括責任者）。

日本株式の議決権行使プロセス

議決権行使のプロセスは下図の通りです。議案判断は議決権行使ガイドラインに則って判断可能(定性判断が不要)な議案と、その他の(定性判断が必要な)議案によってプロセスが異なります。

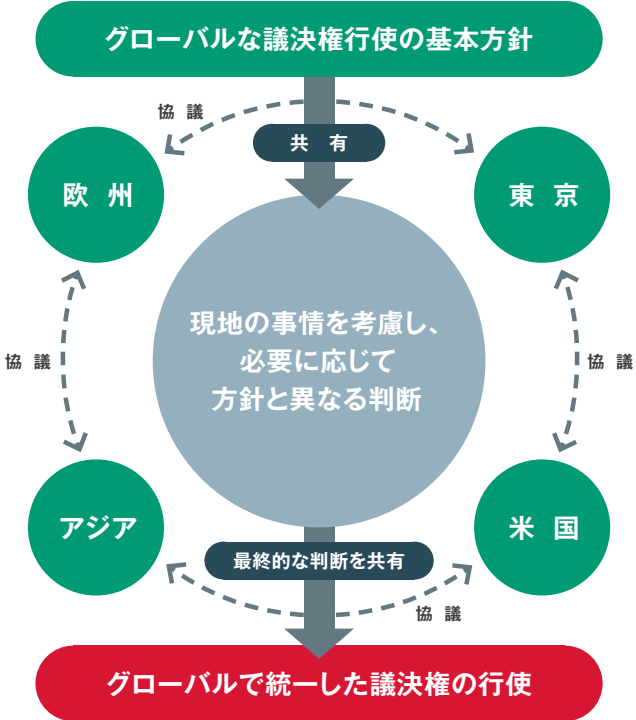
参考 複数の議決権行使助言会社の意見

	メンバー (2022年12月時点)	役 割	議決権行使 ガイドライン 策定のプロセス	議案判断のプロセス		
				定性判断不要	定性判断必要 利益相反なし	定性判断必要* 利益相反あり
事務局	責任投資調査部	事務局案の作成	↓	↓	↓	↓
責任投資 委員会	運用・調査における 責任者5名 (責任投資諮問会議の メンバーが陪席)	事務局案を基に審議・決定 必要に応じて事務局案を修正	↓	↓	↓	↓
責任投資 諮問会議	利益相反管理 統括責任者1名 社外取締役2名 社外有識者1名	利益相反の観点から検証 必要に応じて経営会議または責 任投資委員会に改善を勧告し、 取締役会・監査等委員会に報告	↓	↓	↓	↓
			ガイドラインの 策定	賛否を決定	賛否を決定	賛否を決定

※グループ関係会社の議案はここに含まれます。

外国株式の議決権行使プロセス

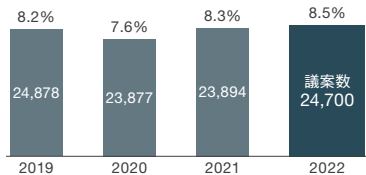
議決権行使(日本株以外)は、基本的に「グローバルな議決権行使の基本方針(行使の基本方針)」に則り賛否を判断します。ただし、現地の事情に詳しい各拠点の運用・調査担当者が必要と判断した場合は、協議のうえ行使の基本方針と異なる判断をすることもあります。最終的な判断は各拠点で共有し、グローバルに統一した行使をすることとしています。



日本企業に対する議決権行使結果の推移(暦年)

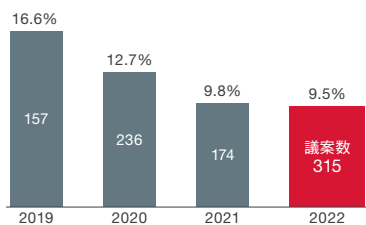
合計 会社提案

反対比率は下の通りです。
詳細は右記参照。



合計 株主提案

賛成比率は下の通りです。



2022年は定款に関する議案を中心に議案数は増加しました。株主価値向上又はガバナンス強化に対する効果が確認される場合は賛成しましたが、賛成率は低下しました。

参考

外国企業に対する議決権行使結果 2022年1~12月

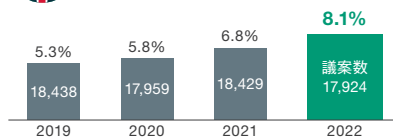
	会社提案	株主提案	合計
賛成	18,083	451	18,534
反対	2,034	293	2,327
合計	20,117	744	20,861
反対比率	10.1%	39.4%	11.2%

会社機関に関する議案(反対比率、以下同様)

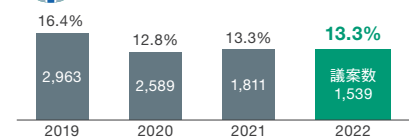
2022年の反対比率は上昇しました。主な要因として、2021年11月から支配株主のいる会社に対して求める社外取締役の比率を高めたこと、2022年1月に業績基準の適用を再開したこと、2022年11月に女性取締役が不在の場合に反対する基準を導入したことが挙げられます。



取締役の選解任



監査役の選解任

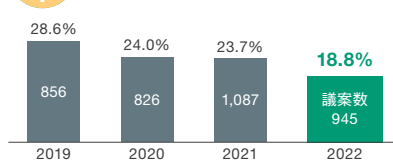


役員報酬に関する議案

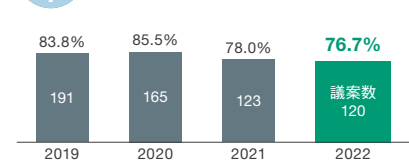
2022年の反対比率は低下しました。主な要因として前年度に続いて報酬ガバナンスの整備が進んだことが挙げられます。



役員報酬^{※1}



退任役員の 退職慰労金の支給

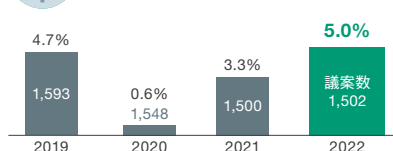


資本政策に関する議案(定款に関する議案を除く)

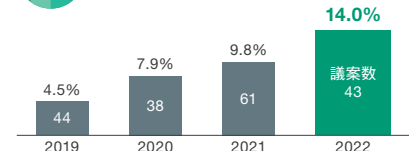
2022年の反対比率は上昇しました。主な要因として2021年6月から剰余金処分に関する基準の適用を再開したことが挙げられます。また、組織再編関連やその他資本政策に関する議案数は前年度より減少しましたが反対比率は上昇しました。P.81~82の賛否の理由の事例もご参照ください。



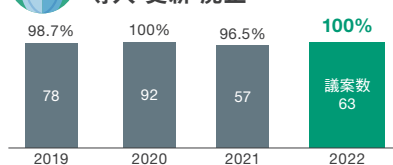
剰余金の処分



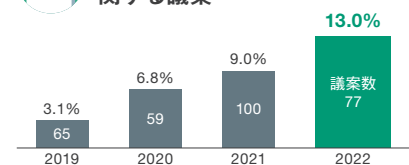
組織再編関連^{※2}



買収防衛策の 導入・更新・廃止



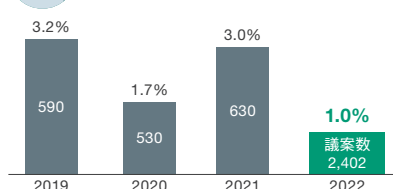
その他資本政策に 関する議案^{※3}



定款に関する議案



定款に関する議案



※ 上記のほか、2022年は会計監査人の選任に関する83議案およびその他の2議案について行使し、反対比率は0%および50%でした。

※1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等。

※2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等。

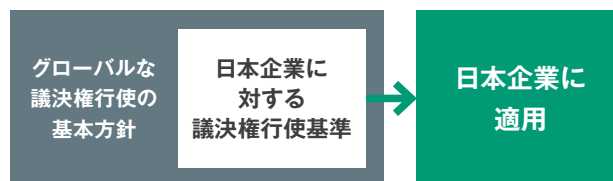
※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等。

日本企業に対する議決権行使基準の概要

当社の日本企業に対する議決権行使基準（以下、議決権行使基準）の概要についてご説明します。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が特に大きく、業績基準（下表参照）の適用が適当でないと考えられる企業・業種については個別に検討し、柔軟に判断します。

Reference https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html

議決権行使ガイドラインの構造



ポイント	考え方	以下の場合に会社提案に反対する可能性があります
エンゲージメントの状況を反映	望ましい経営（P.21～22参照）の実現に向けたエンゲージメントの結果を反映します。	エンゲージメントにおいて望ましい経営の実現に向けた取組みが不十分であると指摘し対応を促したにもかかわらず、十分な取組みが行われず改善も見込まれない場合
コーポレート・アクション、利益相反取引、結果責任は厳格に判断	経営陣・取締役会の判断や結果責任については精査のうえ、厳格に判断します。	- 株主価値を大きく毀損する行為（不祥事等）が認められる場合 - 株主資本利益率（ROE）が低迷^{※1}している場合。モニタリング・ボードの場合^{※2}は、ROEが低迷し、かつ経営改善努力が認められない場合（業績基準） - 政策保有株式が特に多い場合^{※3} - 財務健全性が高くネット金融資産を多く保有する上場子会社が親会社に貸付等を行っている場合^{※4} - M&A等において少数株主の利益が保護されない場合
取締役会の多様性	取締役会が適切に機能するためには、多様性が重要です。	女性の取締役がいない場合^{※5}
取締役会の独立性	経営陣を監督するため、一定数の社外取締役が必要であり、また社外取締役には独立性が求められます。	- 社外取締役の人数が最低水準（2名又は1/3の少ない方、支配株主がいる（上場子会社を含む）場合は過半数）を下回る場合 - 社外取締役の在任期間が12年以上の場合、独立役員としての届け出が確認されない場合、大株主となっている会社に在籍したことがある場合
社外取締役の実効性	社外取締役は、経営陣を実効的に監督することが求められます。	- 取締役会への出席率が75%未満の場合 - 経営陣幹部の選解任や会社と経営陣・支配株主等との利益相反の監督等、期待される役割を果たさなかったことが明らかである場合
適切な報酬ガバナンス	役員報酬の決定プロセスには透明性が求められるため、適切な監督（＝報酬ガバナンス）が機能することが求められます。	報酬ガバナンスが整備^{※6}されていない企業で、一定の水準以上の役員報酬や役員退職慰労金に関する議案^{※7}が付議される場合
適切なインセンティブ	経営陣に対するインセンティブとして株式報酬は重要ですが、適切な設計になっていないと逆効果になる可能性があります。	- 経営陣に対して短期志向を促しかねない設計になっている場合 - 支給対象者が適切でない場合 - 過度な希薄化に繋がる場合
金融資産の有効な活用	企業価値向上のために金融資産を有効に活用することが求められます。	金融資産を有効に活用しておらず^{※8}、かつ株主還元（配当・自己株式取得）が適切でない場合

【2022年11月の改定】

※1 ROEに関する閾値を変更。5%及び業界の25%ileの低い方→5%及び業界の33%ileの低い方

※2 モニタリング・ボードの要件を以下の通り変更。

■女性の取締役1名以上→女性の取締役10%以上 ■政策保有株式が投下資本の10%未満→金融機関の場合は純資産の25%未満（事業会社については変更なし）

※3 政策保有株式が特に多い場合（事業会社：投下資本の25%超、金融機関：純資産の50%超）に会長・社長等の取締役選任に反対する基準を新設。

※4 財務健全性が高くネット金融資産を多く保有する上場子会社が親会社等に貸付等を行っている場合に、会長・社長等及び社外取締役の取締役選任に反対（既存の基準に追加）。

※5 女性の取締役がいない場合に会長・社長等の取締役選任に反対する基準を新設。

※6 報酬ガバナンスを判断する基準を引き上げ。報酬委員会を設置しており、委員に社外取締役を2名以上含み、かつ社内取締役の人数が社外取締役を上回らないことが要件。

※7 一定の役員退職慰労金について、報酬ガバナンスの整備に加えて社外取締役の人数が過半数を占める要件を追加。

※8 ROEの水準を8%から10%に引き上げ。ここでは、財務健全性が高くネット金融資産を多く保有し、かつROEの水準が低い場合に「金融資産を有効に活用していない」と判断します。

日本企業に対する議決権行使基準の変遷

・同じ類型のポイントには同じ番号を付しています。
・特に重要な改定内容にはハイライトしています。

改定年月	議案分類	ポイント	主な改定内容
野村アセット 議決権行使委員会を設置(2001年)			
2006年3月	取締役選任／役員報酬	①ROEに基づく業績基準	新設(ROEの閾値は3%、経営改善努力を考慮)
2007年3月	取締役選任／役員報酬	①ROEに基づく業績基準	ROEの閾値を3→5%に引き上げ
	取締役選任	②社外取締役の独立性要件	新設(当時の委員会設置会社に適用)
2010年1月	取締役選任	③社外取締役の人数(上場子会社)	新設(親会社出身の取締役がいる場合は、最低水準1名)
経済産業省 伊藤レポート [※] がROE8%を示す(2014年8月) ISS社 ROEに基づく業績基準を導入(2015年2月)			
2015年4月	取締役選任	①ROEに基づく業績基準	5%に加えて相対値(業界中央値)も参照
		④社外取締役の人数	新設(最低水準は1名、ROE8%未満の場合に反対)
東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コード施行(2015年6月。2018年6月改訂、2021年6月再改訂)			
2016年4月	取締役選任／監査役選任	⑤社外役員の実効性	新設(出席率75%未満の場合反対)
2017年4月	取締役選任	④社外取締役の人数	最低水準を1名▶2名に引き上げ
		③社外取締役の人数(上場子会社)	最低水準を1名▶2名に引き上げ
		②社外取締役の独立性要件	全ての企業について独立性を求めることを明記 独立役員届出書を参照
2017年11月	取締役選任	②社外取締役の独立性要件	大株主に関する要件を追加
	株主提案	⑥定款変更	賛成する類型を明記
2018年11月	取締役選任	③社外取締役の人数(上場子会社)	④に統合
		④社外取締役の人数	ROEに関する要件を廃止 支配株主あり:最低水準を2名▶3分の1に引き上げ
		⑤社外取締役の実効性	新設(社外取締役が期待される役割を果たさなかったことが明らかである場合に反対)
	役員報酬	⑦報酬ガバナンス	新設(報酬ガバナンスが整備されていると判断される場合に、会社提案に賛成する要件を緩和)
	定款変更	⑧配当の取締役会授權	株主総会決議を排除せず、剰余金処分と社外取締役の人数が最低限の水準を満たしていれば原則賛成とすることを明記
2019年11月	取締役選任	④社外取締役の人数	支配株主なし:監査役会設置会社以外は最低水準を2名▶3分の1に引き上げ 支配株主あり:ROEに関する要件を廃止
	企業再編・資本政策	⑨M&A、ファイナンス関連	少数株主との利益相反等を考慮する考え方を明記
2020年6月	取締役選任／剰余金処分	⑩COVID-19	業績基準及び剰余金処分に関する一部の基準の適用を停止
2020年11月	取締役選任	⑪モニタリング・ボードの要件	新設(ジェンダー多様性、政策保有株式等、満たすべき8つの要件を設定)▶モニタリング・ボードへの移行を後押し
		④社外取締役の人数	監査役会設置会社について最低水準を2名▶3分の1に引き上げ
		②社外取締役の独立性要件	在任期間(12年)を追加
	役員報酬	⑪モニタリング・ボードの要件	新設(該当する場合に、業績等に関する要件を緩和) 新設(該当する場合に、一定要件を満たす株式報酬については、社外取締役等への支給に賛成)
2021年6月	取締役選任／剰余金処分	⑩COVID-19	剰余金処分に関する一部基準の適用を再開
2021年11月	取締役選任	⑫エンゲージメント結果を反映	新設▶望ましい経営(ジェンダー多様性、政策保有株式等、ESG課題への取組みを含む)の実現を促す
		①ROEに基づく業績基準	相対値の閾値を業界中央値▶25ileに引き下げ モニタリング・ボードに該当する場合のみ経営改善努力を考慮
		④社外取締役の人数	支配株主あり:最低水準を3分の1▶過半数に引き上げ
2022年1月	取締役選任	⑩COVID-19	業績基準の適用を再開
2022年11月	取締役選任	①ROEに基づく業績基準	相対値の閾値を業界の25%ile▶33%ileに引き上げ
		⑬取締役会の多様性	新設(女性取締役が不在の場合に反対)
		⑭政策保有株式	新設(政策保有株式が特に多い場合に反対)

※「持続的成長への競争力とインセンティブ〜企業と投資家の望ましい関係構築〜」プロジェクトの最終報告書。

議決権行使結果の開示（賛否の理由）

当社では、2019年10-12月期以降は全ての議案について賛否の理由を開示し、かつ当社が特に説明を要すると考える議案については理由を詳細に説明しています。これによって、議決権の適切な行使についての可視性をさらに高

めるよう、努めています。

ここでは、当社が特に説明を要すると考える議案について、具体的な開示例をご紹介します。

議決権行使基準と異なる判断をした議案

エンゲージメントを踏まえて、議決権行使基準と異なる判断をすることがあります。

総会種類	提案者	議案分類	賛 否	賛否の理由
定時	会社	取締役の選解任	賛成	ROEが低迷しており当社基準を満たさないものの、国内外の同業他社に比べるとROE等の財務指標の悪化を抑えられていることを考慮し、賛成しました。
定時	会社	取締役の選解任	反対	当該企業の大株主に所属する新任候補者の選任議案。当該候補者は当社基準を満たしますが、現状の取締役会には特定の大株主の意向を強く受け過ぎる、多様な意見が尊重されないといった懸念があり、当該候補者の選任はこれを悪化させる可能性があるかと判断し、反対しました。

特に説明責任を果たす必要性が高いと判断する議案

M&Aや資本政策に関する議案に加え、取締役会の多様性向上を求める議案も見られます。

総会種類	提案者	議案分類	賛 否	賛否の理由
定時	会社	取締役の選解任	反対	不適切な情報開示が確認されました。取締役としての責務に関する当社基準を満たさないと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	会社	取締役の選解任	反対	不適切な関連当事者取引が確認されましたが、指名委員会において十分な責任の追及が行われませんでした。取締役としての責務に関する当社基準を満たさないと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	株主	取締役の選解任	賛成	社外取締役の選任を求める議案。資本効率性の低迷を指摘する提案者の主張に一定の合理性があること、取締役会の構成に改善の余地があること、提案者の主張に対し取締役会が説得力のある反論をしていないことを考慮し、主張の内容と整合性の高い候補者について当社基準に則り賛成しました。
定時	株主	取締役の選解任	反対	社外取締役の選任を求める議案。資本配分方針に関する提案者の指摘には一定の合理性が認められるものの、独立性に懸念がある候補者の影響力が過大になる可能性があるかと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	株主	剰余金の処分	反対	追加的な株主還元を求める議案。提案株主が当該企業の事業・財務戦略や自らの大量買付について説明責任を果たしていないと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	株主	剰余金の処分	賛成	追加的な株主還元を求める議案。事業規模対比で金融資産の保有が多いこと、金融資産の使途が明確でないこと、財務健全性への影響が軽微であること等を考慮のうえ株主価値向上に資すると判断し、当社基準に則り賛成しました。
定時	会社	組織再編関連	賛成	親会社との海外事業統合に関する議案。経営判断の合理性が認められること、少数株主の利益保護のために一定の取組みが確認されることから、当社基準に則り賛成しました。なお、議案への反対には至りませんでした。脆弱なコーポレートガバナンス、少数株主との利益相反、不十分な情報開示といった懸念について当該企業に指摘しています。
臨時	会社	その他資本政策に関する議案	反対	普通株式の第三者割当に関する議案。自己株式取得と合わせて特定の大株主の保有比率の低下を目指すものであり、取締役会は少数株主の利益保護について説明責任を果たしていないと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	株主	定款に関する議案	賛成	男性・女性の取締役を各1名以上とするよう求める議案。取締役会におけるジェンダーの多様性向上に資すると判断し、当社基準に則り賛成しました。

※個社名に言及する箇所は割愛しています。

2022年4-6月の個別開示では、気候変動問題に関する株主提出議案について、議案ごとの判断理由だけでなく、

当社が気候変動関連議案全体に対して判断を行った背景を包括的に説明しています。

気候変動問題に関する株主提出議案

■ 複数の企業に対して気候変動問題への対応を求める定款変更議案が提出されました。気候変動問題は当社が持続的な企業価値向上のために特に重要と考える環境・社会課題の1つであり、過去には同様の議案について個別に審議したうえで賛成したケースが複数あります。但し、以下に該当する場合は反対する方針としており、今回は賛成できる議案はありませんでした。

- ▶ 業務執行に具体的な制約を加える可能性のある内容を含んでいる場合
- ▶ 過度に詳細な内容を含むため業務執行を制約する可能性がある場合
- ▶ 提案の理由について、提案株主が説明責任を果たしていない場合

■ なお、一部の提案株主から定款の変更ではなく当該企業への勧告として判断して欲しいとの意向が示されました。当社は議案が可決された場合の影響を十分に考慮する方針としており、環境・社会課題への対応を定款に記載することの適切性については柔軟に判断するものの、勧告として審議するのは適当でないと考えています。

総会種類	提案者	議案分類	賛否	賛否の理由
定時	株主	定款に関する議案	反対	気候変動問題に対する取組みの開示に関する定款変更を求める議案。中長期的な企業価値に対する気候変動問題の重要性には同意するものの、業務執行に具体的な制約を加える可能性のある内容を含んでおり定款への記載は妥当でないと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	株主	定款に関する議案	反対	気候変動問題に対する取組みの開示に関する定款変更を求める議案。中長期的な企業価値に対する気候変動問題の重要性には同意するものの、過度に詳細な内容を含むため業務執行を制約する可能性があり定款への記載は妥当でないと判断し、当社基準に則り反対しました。
定時	株主	定款に関する議案	反対	気候変動問題に係る開示に関する定款変更を求める議案。気候変動問題に起因する当該企業のリスクや事業機会について具体的な指摘がなされていないことから提案者が説明責任を果たしていないと判断し、当社基準に則り反対しました。

利益相反が生じ得る議案

当社の親会社である野村ホールディングスを含むグループ関係会社の議案やグループ関係会社が関わる案件に係る議案は理由を詳細に説明しています。ここでは、グループ関係会社

社である野村證券が財務アドバイザー及び第三者算定機関として買収や組織再編に関わった議案をご紹介します。

総会種類	提案者	議案分類	賛否	賛否の理由
定時	会社	その他資本政策に関する議案	賛成	親会社による公開買付けに応募しなかった株主をスクイーズアウトするための議案。少数株主の利益保護の取組みが確認されること、経済的條件が合理的なことを考慮し、当社基準に則り賛成しました。なお、 本件についてはグループ関係会社である野村證券が財務アドバイザー及び第三者算定機関として関わりました。
臨時	会社	組織再編関連	反対	株式交換に関する議案。成立すれば大株主の上場子会社となることから少数株主との利益相反が懸念され、少数株主の利益保護の取組みが不十分であり、経済的條件が不利なことについて説明責任を果たしていないと判断し、当社基準に則り反対しました。なお、 本件についてはグループ関係会社である野村證券がファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として関わりました。
臨時	会社	その他資本政策に関する議案	反対	マネジメント・バイアウト(MBO)のために行われた公開買付けに応募しなかった株主をスクイーズアウトするための議案。少数株主との利益相反が大きく、他の同様の事案に比べて経済的條件が不十分であることについて取締役会が説明責任を果たしていないと判断し、当社基準に則り反対しました。なお、 本件についてはグループ関係会社である野村證券がファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として関わりました。

※個社名に言及する箇所は割愛しています。

議決権行使に関するFAQ



エンゲージメントが議決権行使に影響することはありますか？

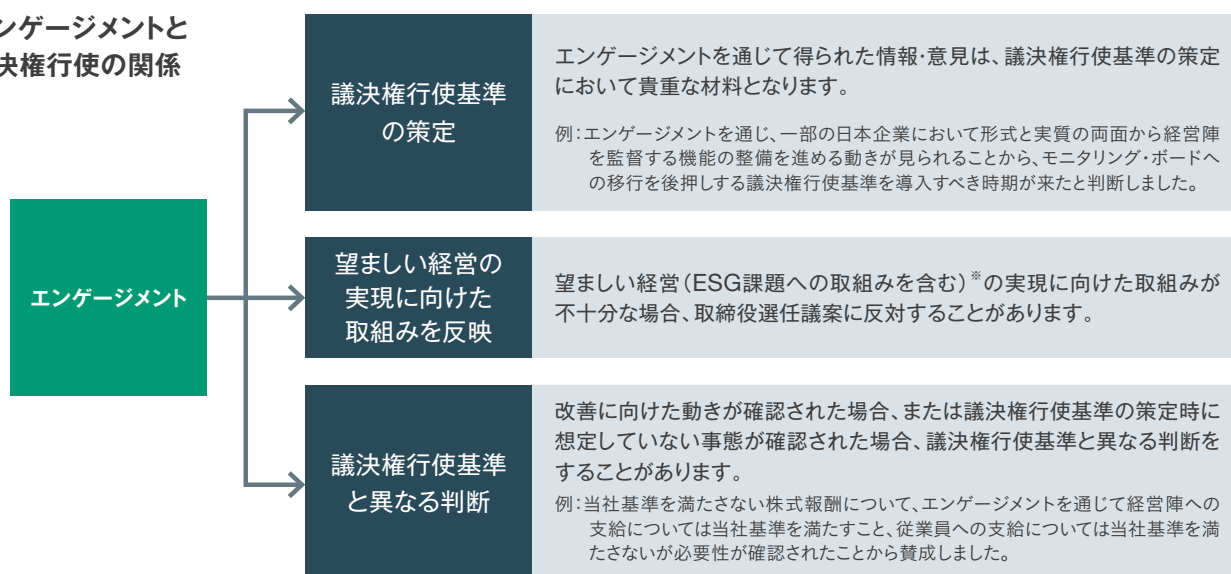


当社は投資先企業が望ましい経営（ESG課題への取組みを含む）[※]を行い、企業価値の向上と持続的成長を実現していくようエンゲージメントおよび議決権行使を行っています。エンゲージメントを通じて得られた投資先企業からの意見や投資先企業に関する情報を議決権行使基準の改定に反映するほか、実際の議決権行使に際してはエンゲージメントを通じて得られた情報も考慮し、実効性の

高い判断を行います。

また、当社がエンゲージメントにおいて望ましい経営の実現に向けた取組みが不十分であると指摘し中長期にわたって対応を促したにもかかわらず、投資先企業において十分な取組みが行われず改善も見込まれない場合は、取締役選任議案に反対することがあります。

エンゲージメントと議決権行使の関係



※望ましい経営についてはP.21～22参照。



会社提案への反対比率が低いようですが？

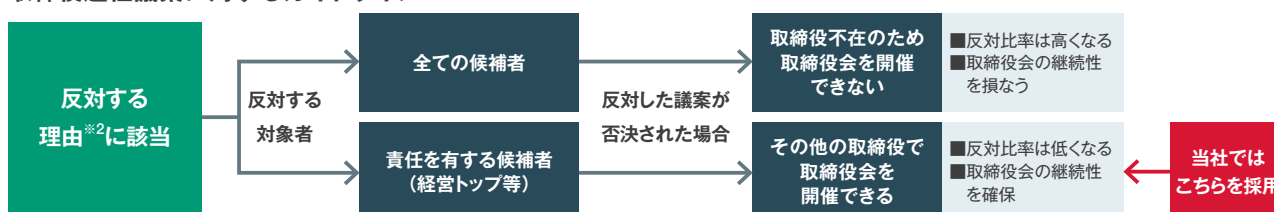


最も議案数が多く、反対比率に影響が大きいのは取締役選任議案です。当社は、取締役会の継続性に配慮^{※1}し、取締役選任議案で反対する対象を個々の事案において責任を有する候補者に限定しています。このことが相対的に反対比率を低く見せる原因となっています（下図）。取締役選任議案への反対率は7%（2022年4～6月）ですが、同議案のうち1名以上の候補者について反対した企業の割合は40%（同）であり、特に低い水準ではないと考えています。一方で議案の数が少ないため全体への影響は小さいのですが、役員報酬や資本政策に関する議案に対す

る当社の反対比率は相対的に高いようです。特にM&Aや資金調達に関する議案についてはコーポレートガバナンスの実効性が問われることから、否決された場合の影響も含めて慎重に審議し、少数株主の利益に資しないと判断される場合は反対しています。

なお、当社は議決権行使とエンゲージメントを組み合わせ、投資先企業に働きかけ、望ましいコーポレートガバナンスの実現と企業価値の向上を目指しています。議決権行使はそのための手段の一つと位置付けており、反対比率の水準が当社のスタンスを示すものとは考えていません。

取締役選任議案に対するガイドライン



※1 会社法上、取締役会を設置するためには最低3名の取締役が必要です。 ※2 社外取締役の人数不足、低ROEなど。



グループ関係会社に対する議決権行使は？



グループ関係会社に対しても、他の投資先企業同様、ガイドラインに則って賛否を判断します。利益相反のある議案として、責任投資委員会において複数の議決権行使助言機関の意見を参考に審議します。同委員会に

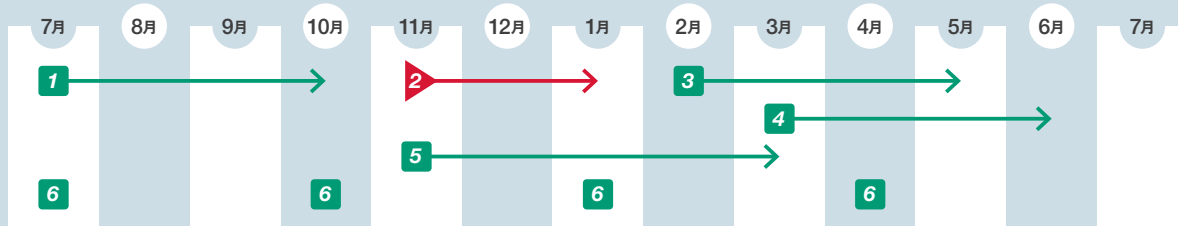
は責任投資諮問会議のメンバーも参加して審議に加わるほか、同委員会終了後に責任投資諮問会議を開催し、利益相反の観点から検証します。

COLUMN

議決権行使担当者の1年間

日本企業の株主総会が最も多いのは6月、次いで3月、5月の順になります。当社の場合には6月だけで約1,600社、この3カ月を合わせると1,900社以上の投資先企業について議決権を行使します。ここでは、この集中期を中心に、議決権行使に関する1年間の大まかなスケジュールをご紹介します。

議決権行使1年間のスケジュール



1

議決権行使ガイドラインの改定

7月～10月

集中期が終わるとすぐに、議決権行使ガイドラインの見直しが始まります。エンゲージメントや議決権行使を通じて得られた日本企業の現状を踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コードの改訂等の法規制の変更も反映させます。

2

改定を周知するためのエンゲージメント

11月～1月

議決権行使ガイドラインの改定による影響が特に大きいと考えられる投資先企業を中心にエンゲージメントを行い、当社の考え方を伝えとともに、コーポレートガバナンスの強化等を働きかけます。投資先企業との個別の対話に加え、セミナーに登壇して説明することもあります。

3

株主総会を見据えたエンゲージメント

2月～5月

集中期が近づいてくると、株主総会を見据えたエンゲージメントが活発になります。株主総会に付議する議案が固まりつつある時期のため、投資先企業の関心は個別議案に対する賛否の見通しに偏りがちですが、当社としては、議論の方向性を中長期的なコーポレートガバナンス強化に向けてよう心がけています。

4

株主総会の集中期

3月～6月

多数の議案を正確に判断することが求められる時期です。6月のピークでは1日で100社以上について議決権を行使するため、分かりやすい情報開示を願う気持ちが最も強くなる時期でもあります。

5

コーポレートガバナンス強化に向けたエンゲージメント

通年 特に11月～3月

当社の議決権行使の考え方について説明するとともに、投資先企業からコーポレートガバナンス強化の取組みについて説明を受け、議論を行います。

6

議決権行使結果の開示

1月・4月・7月・10月

各四半期が終わると、議決権行使結果を賛否の理由とともにホームページに開示しています。